

# 軽自動車購入費助成金のご案内

## ◆申請要件

下記①～⑪をすべて満たすことが必要です。

- ① 平成 30 年 4 月 1 日以降に秩父地域 1 市 4 町外から秩父市へ転入したこと
- ② 自動車運転免許証を取得していること
- ③ 申請時の年齢が 18～59 歳であること
- ④ 秩父市に 5 年以上住む意思があること ※ 5 年未満となった場合は返還金が生じます。
- ⑤ 同一世帯員が自動車を所有していないこと
- ⑥ 新たに生活用・通勤用の軽自動車を購入すること（新車・中古車は問いません）
- ⑦ 市内の販売店で購入すること
- ⑧ 秩父市に転入した日から 6 か月以内に売買契約を締結すること
- ⑨ 消費税を除く車両本体購入費（車両本体価格からの値引きがある場合は値引き後の額）が 20 万円以上であること
- ⑩ 転入前住所地の市区町村および秩父市への税金の未納がないこと
- ⑪ 購入車は 5 年間転売しないこと ※ 5 年未満で転売した場合は返還金が生じます。

## ◆助成金額

消費税を除く車両本体購入費（車両本体価格からの値引きがある場合は値引き後の額）の 1/2 に相当する額（千円未満は切捨て）とし、30 万円を限度

例 1 新車（消費税を除く車両本体購入費 120 万円）の場合

$$120 \text{ 万円} \times 1/2 = 60 \text{ 万円}$$

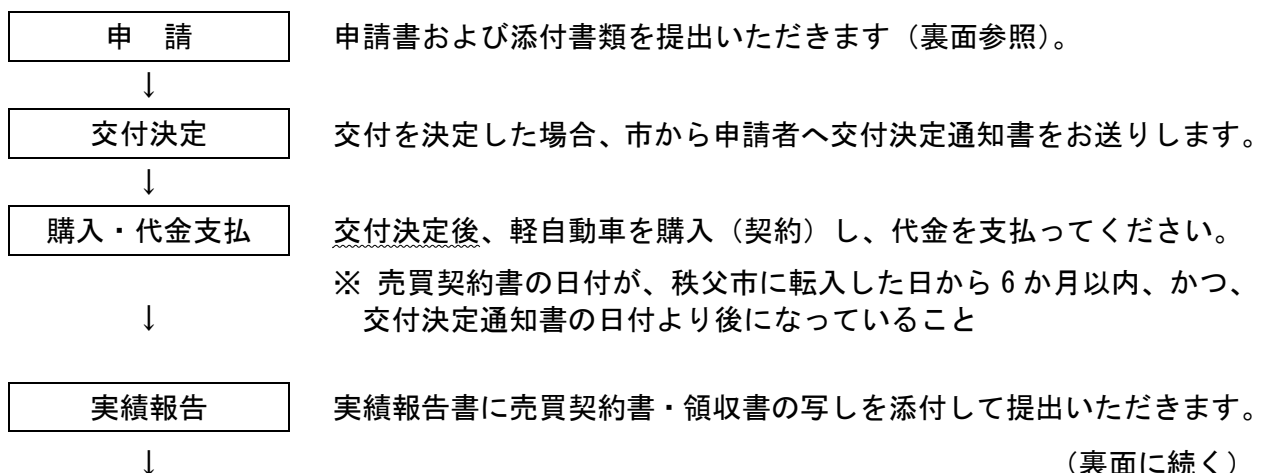
$$\text{上記の額と限度額 } 30 \text{ 万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て）} = \boxed{30 \text{ 万円}}$$

例 2 中古車（消費税を除く車両本体購入費 55 万 5 千円）の場合

$$55 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \times 1/2 = 27 \text{ 万 } 7,500 \text{ 円}$$

$$\text{上記の額と限度額 } 30 \text{ 万円のいずれか少ない額（千円未満は切捨て）} = \boxed{27 \text{ 万 } 7 \text{ 千円}}$$

## ◆手続きの流れ



助成金額確定



請求・振込

助成金の額を確定し、市から申請者へ確定通知書をお送りします。

請求書を提出いただき、後日、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

#### ◆申請方法

下記①～⑤を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

- ① 秩父市移住促進事業助成金（軽自動車購入費助成金）交付申請書【様式第2号】  
※ 補助対象経費の欄には、消費税を除く車両本体購入費の見積額（車両本体価格からの値引きがある場合は値引き後の額）を記入してください。
- ② 購入見積書の写し（消費税を除く車両本体購入費（車両本体価格からの値引きがある場合は値引き後の額）が20万円以上であること）
- ③ 転入前住所地の市区町村が交付する未納税額のないことを証明する書類
- ④ 運転免許証の写し
- ⑤ 申請者および世帯員の住民票（秩父市の住民票）の写し

#### お問い合わせ

秩父市役所 市長室 総合政策課 移住相談センター

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町1番7号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : seisaku@city.chichibu.lg.jp